

令和 4 年 10 月 吉日

お客さま各位

新湊信用金庫

### 「代金取立手数料」および「その他の為替手数料」改定のご案内

平素より新湊信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では、令和4年 11 月の電子交換所運用開始にともない、下記の手数料の改定をさせていただくこととなりました。

今後も一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、お客様には何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

手数料改定日 令和 4 年 11 月 2 日(水)

#### 【代金取立手数料の改定】

現行		⇒	改定後	
同一交換所内	他行宛		電子交換	個別取立※2
330円	880円	660円※1	1,100円	

※ 1 当金庫を支払場所とする店頭入金分については無料です。

※ 2 電子交換所非参加金融機関への取立の場合等に郵送にて取立を行うものです。

・「代金取立手数料」は受付時にお支払いいただきます。

#### 【不渡手形返却料・取立手形組戻料・送金・振込の組戻料の改定】

現行	⇒	改定後
660円		880円

以上

2022年10月 吉日

お客さま各位

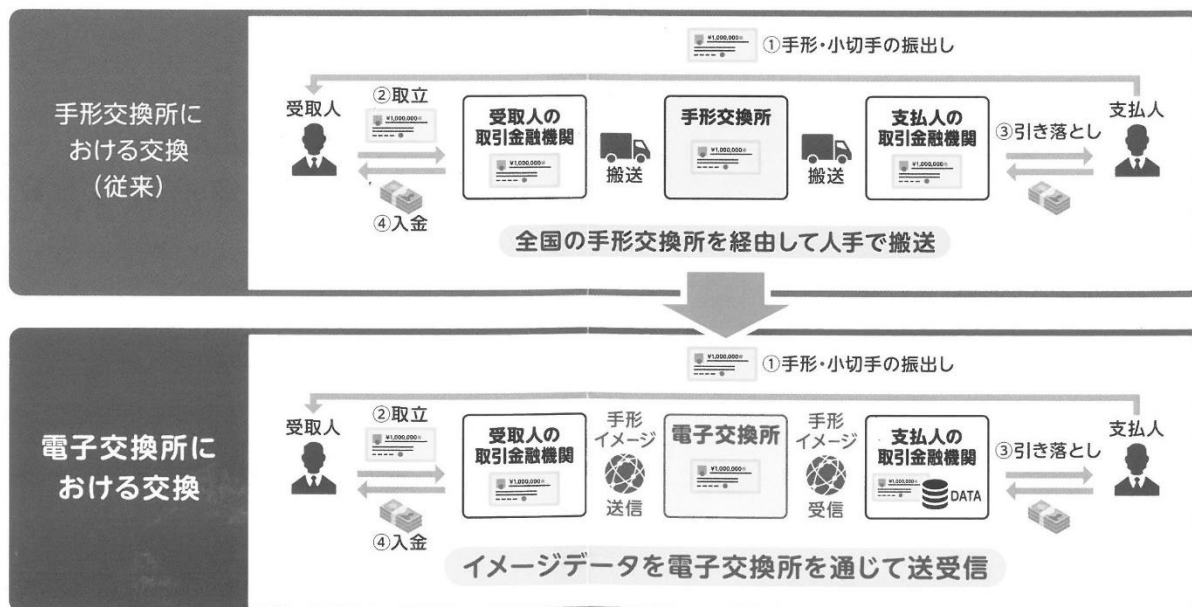
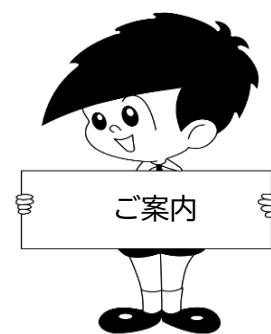
新湊信用金庫

## 「電子交換所」設立に伴うお知らせ

2022年11月4日(金)より、これまで全国各地の金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所が電子化されます。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所が設立されます。

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。電子交換所の設立に伴い、全国の手形交換所は廃止され、手形・小切手は原則、電子交換所での取扱いに変更されます。

お客さまのお手続き方法に変更はなく、従来どおり紙の手形・小切手をお持ち込みいただけます。



(一般社団法人全国銀行協会作成『手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内』より抜粋)

## 1.お払戻可能予定日の変更

電子交換所設立後は、全国共通でひとつの交換所での取扱いとなるため、お払戻可能予定日が統一されます。

### (ア)手形

支払場所		変更前	変更後
当金庫	自店支払	支払期日当日	支払期日当日(変更なし)
	僚店支払	支払期日の翌営業日 (12時頃)	支払期日の翌営業日 (13時頃)
他行		支払期日の翌営業日 (12時頃)	支払期日の翌営業日 (13時頃)

### (イ)小切手

支払場所		変更前	変更後
当金庫	自店支払	即日	即日(変更なし)
	僚店支払	翌営業日 (12時頃)	翌営業日 (13時頃)
他行		2~6 営業日後※ (12時頃)	2 営業日後 (13時頃)

※現在は支払場所によって異なります。

## 2.各種手数料の変更について

手数料改定日 2022年11月2日(水)受付分より

### (1)交換による取立

代金取立手数料	変更前		変更後
	同一交換所内	他行宛	660円※
	330円	880円	

※当金庫を支払場所とする店頭入金分については無料です。

※代金取立手数料は受付時にお支払いいただきます。

### (2)郵送による取立

電子交換所設立後は、電子交換所不参加金融機関への取立の場合や、交換呈示できない通帳等の場合は、郵送による取立(個別取立)となります。

個別取立手数料	変更前		変更後
	同一交換所内	他行宛	1,100円
	330円	880円	

### (3)その他の為替手数料

	変更前	変更後
不渡手形返却料	1通につき 660 円	1通につき 880 円
取立手形組戻料	1通につき 660 円	1通につき 880 円
送金・振込の組戻料	1件につき 660 円	1件につき 880 円

### 3.紙の手形・小切手から電子的な決済手段への移行について

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省略化や印紙税や紛失リスク、管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。でんさいサービスやインターネットバンキングのご利用をご検討ください。

サービス内容、手数料等の詳細は窓口へお問い合わせください。

### 4.統一手形用紙の変更と手形・小切手への記入に関わるご注意

#### (1) 統一手形用紙の変更

すでにお持ちの手形・小切手用紙も引き続き利用可能です。今後、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。

#### ●約束手形用紙

#### (2) 手形・小切手への記入に関わるご注意

・金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

- ・金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。  
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
漢数字	壹 壹 弍 弍 弍 貳 貳 參 參 四 泗 肆 五 伍 六 陸 七 漆 質 八 捌 九 玖								

	10	100	1,000	10,000
漢数字	拾 什 百 陌 佰 千 仟 阡 万 萬			

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

- ・金額を誤記された場合は、訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ・金額以外の記入事項を訂正される場合は訂正箇所にお届け印を捺印してください。また訂正の記入や捺印を、金額欄、金庫名、QRコード欄に重ねないようにご注意ください。
- ・券面の情報を正しく読み取るため、①手形券面へのメモ書き②文字による複記、補記、③金額欄への捺印は禁止です。

## 5.「当座勘定規程定」の改定について

電子交換所設立に伴い、2022年11月4日(金)より「当座勘定規定(一般用)」および、「約束手形用法」、「為替手形用法」、「小切手用法」を改定いたします。

改定後の規定は、当金庫のホームページ上に掲載し、改定日前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。